

発議第5号

米原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項および米原市議会会議規則（平成30年米原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、上記の議案を提出する。

令和5年8月30日提出

米原市議会議長 今中力松様

議会運営委員会委員長 磯谷晃



提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、地方自治法第92条の2の規定が改正された。改正後の規定では、議員の当該地方公共団体に対する請負の制限が緩和された。このことに伴い、本市議会議員政治倫理条例を改正する必要があるため、この案を提出する。

米原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

米原市議会議員政治倫理条例(平成 26 年米原市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

(請負に関する制限)

第 4 条 議員は、法第 92 条の 2 の趣旨を尊重し、議員の兼業について、市に対して行う請負
(同条に規定する請負をいう。)に関して、市民に不正の疑惑を持たれることがあってはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市議会議員政治倫理条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p><u>（請負に関する制限）</u> <u>第4条 議員は、法第92条の2の趣旨を尊重し、議員の兼業について、市に対して行う請負（同条に規定する請負をいう。）に関して、市民に不正の疑惑を持たれることがあってはならない。</u></p>	<p><u>（請負等に関する制限）</u> <u>第4条 議員ならびにその配偶者および同居の親族が経営し、もしくは役員をしている企業、または議員が実質的に経営に関与する企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市が行う工事の請負契約（下請契約を含む。）、業務委託契約および一般物品納入契約の相手方となることを辞退し、市民に疑惑の念を生じさせることがあってはならない。</u></p>	<p>・地方自治法第92条の2の規定が改正され、議員の請負に関する制限が緩和されたことから、同法改正の趣旨に照らし、本条を改正するもの。</p>